

令和7年 下妻市賃借料情報

令和7年1月から令和7年7月までに、農業経営基盤強化促進法（利用権設定）及び農地中間管理事業の推進に関する法律により公告された農地の賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、下記のとおりです。

下妻市農業委員会

【農地区分：田】

（10aあたり）

締結（公告） された地域名	支払方法	平均額	最高額	最低額	データ数
下妻市 全域	現金	17,800円	36,000円	3,000円	412筆
	物納	1.3俵	2俵	0.2俵	389筆

【農地区分：畑】

（10aあたり）

締結（公告） された地域名	支払方法	平均額	最高額	最低額	データ数
下妻市 全域	現金	7,900円	27,000円	3,000円	86筆
	物納	0.8俵	1俵	0.8俵	8筆

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 賃借料を物納（玄米）相当額としている場合は、1俵（60kg）あたり、18,000円に換算しています。
- 水利費等の経費支払は相対となっています。
- この下妻市農地賃借料情報は賃借料決定の参考として提供するものです。
賃借料は対象農地の状況等に合わせ、当事者間で協議のうえ決定してください。